

第13回

(仮称)函館市子ども条例制定検討委員会

会議録(要旨)

日 時 平成26年1月23日(木)

18時00分～21時00分

会 場 総合保健センター2階健康教育室

1 出席者

(1) 委員 16人

藤井委員，大江委員，三浦委員，森越委員，阿部委員，小松委員，野村委員，青田委員，数又委員，加藤委員，横山委員，小原委員，水戸委員，小林委員，武田委員，千原委員

(2) 事務局 6人

子ども未来部 岡崎部長，宿村課長，柴田課長，加藤課長，小林係長，宮越主任主事

2 配付資料（当日配付）

- (1) 子どもに関する条例に規定している子どもの意見を聴取するための子ども会議等について
- (2) これまでに出示された検討委員からの意見の分類と文章化（試案）

3 会議録

発言者	発言要旨
-----	------

1 部長あいさつ

【岡崎部長】 皆様こんばんは。新年明けましておめでとうございます。平成26年の第1回目の検討委員会でございます。思い返しますと一昨年の7月に検討委員会を立ち上げて1年半ということで大変ロングランとなりまして、この手のものでこんなに長くやっているのは無いかと思えます。それだけ色々な意見が様々な角度から出ているということにもなります。さて、私ども平成26年度の予算要求をまとめているところで詰めの作業を行っていますが、国も子ども・子育て支援新制度が平成27年度から始まりますので、それに向けて施策の拡充に力を入れております。私どももそれに応じて、子どもの施策を拡充していこうということで取り組んでいきたいというところなんです。そういった形で少しずつではありますけれども、子どもを巡る施策が広がって行き充実して行く状況に、今、置かれているということは、私にとってもうれしいことだと思っております。そうした中で条例が無くても施策は進むのかと思われる観点もあるかと思えますが、やはり市民皆さんでそれぞれの子どもの支援・子育ての支援を共通する思いで方向性を整えていく、そして合意形成していくことがこういった時期だからこそ必要だと思います。私どもも計画は持っていますし、また新しい計画づくりにも今携わっていますけれども、大きな枠組み方向性目指すものを見ながら施策の肉付けをしていく作業が必要だと思っております。この委員会での毎回の議論は、条例の制定の土台となる合意形成の作業に他ならないと思えます。どうか皆様根気強く議論に参加していただき、沢山の意見をいただき提言に収束されるような動きへと導いていけることができればと思っておりますので、ご協力の程お願いいたします。

2 開会

【委員長】 〈開会宣言〉

3 第12回会議録について

【事務局】 第12回会議録につきましてご説明いたします。1月16日（木）に委員の皆様へ発送いたしております。この会議録につきましては、これまで同様発言要旨の形で取りまとめており、訂正等がございましたらお知らせいただきたいと思います。また、市のホームページ上での会議録の掲載につきましては今月末を予定しております。以上でございます。

【委員長】 事務局から、第12回会議録の説明がありましたが、何かご質問やご意見はありますか。ないようですので、議事に入りたいと思います。

4 議事

【委員長】 配付資料の説明について事務局から説明をいただきまして、その後配付資料の質疑を行わせていただきます。それでは事務局お願いいたします。

【事務局】 今日お配りしている資料1についてご説明をさせていただきます。前回の委員会で既に子どもに関する条例を制定している都市においてまちづくりなどに対し、子ども達が意見反映をする機会を条例の中でどのように規定しているのかを調査をしていただきたいというご依頼がありましたので、その調査をした結果についてご報告いたします。まず、調査の概要ですが今回調査対象としましたのは、一昨年8月と10月に開催いたしました検討委員会の中で皆さんにお示しした子どもに関する条例を制定済みの20の都市としました。この一枚目の表の17番目以降につきましては、その他の条例になるものですから、その条例を除きまして子どもの健全育成や権利保障に関する条例では何らかの形で、子どもの意見表明や社会参加、まちづくりについての意見反映を規定しております。2枚目の表ですが今調べた都市の中で、特に子ども会議として、子どもの意見表明を規定している都市につきまして詳しく調べたものでございます。川崎市、豊田市、松山市、北広島市、奈井江町の5市町について調べた結果ですが、項目の1番目ですが子ども会議の設置の有無ですが5市町の中でも、子ども会議を常設しているのが川崎市、豊田市の両市と奈井江町の3市町となります。松山市と北広島市につきましては常設ではなく、子どもの意見反映が必要な際に設置をするということで今のところ設置がされていない状況となっております。項目の2番目子ども会議の名称や項目の3番目の条例制定年月日は省略いたしまして、項目の4番目子ども会議の委員の選任方法等でございます。設置済の都市におきましては委員の対象を小学校、中学校、高校の児童、生徒等としています。現在の委員数や選任方法としましては、川崎市は21名で全て公募により選ばれ

ております。豊田市につきましては31名でこちらも公募で選んでいます。奈井江町については、小・中・高等学校へ依頼し推選された児童、生徒を選出していることとなっております。また会議の開催頻度といたしましては、川崎市が月に2回、豊田市が月1回、奈井江町は年に2回となっております。その協議の内容といたしましては、どの都市も市政全般としているようですが実際には豊田市における自転車の交通事故やいじめの問題。奈井江町における産業まつりや他都市との子どもの交流のように比較的子どもの視点が取り入れやすい内容になっているようです。次に項目の5番目と6番目ですが子どもの意見の実際の事業への反映等の状況でございます。川崎市につきましては、かなりの頻度で開催はしていますが、色々な意見は出ているとは聞いてはおりますが、今のところ具体的に実現できた施策等はないということになっております。豊田市につきましては子どもの意見を踏まえまして子ども条例のパフレットの改訂が行われた。その他条例啓発のためのマスコットキャラクターチルコがあります。このキャラクターを公募しましてそのキャラクターを活用したキャラクターシールを作っております。奈井江町につきましては、子どもの発案によりまして東日本大震災の義援金の寄附を目的としたチャリティー活動を行ったり、豊田市と同じように条例のパフレットの改訂も行っております。以上で簡単ではありますが資料の説明とさせていただきます。

【委員長】 それでは事務局から資料1についてご説明がありました。ご質問等ありませんでしょうか。

無いようですので、次に資料2について見ていただきたいと思います。この資料をもっと早く委員の方にお手元に届くようでしたら、既に読んでいただけたところでしたが作成に時間がかかり当日配付になりました。読まれるとこの文章は前後の文脈が飛んでいると思われるかもしれませんが、どのように作成したかといいますと、今まで皆さんから出された色々な意見を事務局が110くらいのキーワードとしてカードにしてくれました。それをTKJ法によって仕分けをしましたが、それを全部見まして、あえてキーワードの部分文章化してみました。それでAの文からBの文にいった時に内容が変わってしまっています。修正したのは接続詞を入れたことと言葉の意味が変わらないようにいくつか統一しました。いくつかを修正しただけになっております。そこでまず出てきたのが子どもの現状でした。函館の小学生や中学生もこういうふうな状況にあります。戦後60年以上たちまして高度経済成長や情報化社会の中で子ども達の環境が大きく変わって、それが歪みとなっていることが背景にあると推察しました。次に子どもについての意見は沢山ありました。大きくまとめてみたら、子どもとはどういう存在なのかという議論の中で自由を強調した子ども観というくくりと、教育の必要性を強調した子ども観と大きく2つの流れがあると思いました。これはグループによっては相当議論になったところだと思います。ただ良く見てみますと2つの子ども観の類似点はまったく相反す

るものではなく、どこまで教育が必要でどこまで今言われている一般的な教育が逆にその子どもにはマイナスに作用しているのかというところでした。そのような中で、いわゆる社会化の働きかけについては相当に委員の意見がわかれるところだと思いました。次に家庭環境の課題がいくつも仕分けされておりました。家庭の教育力が低下しているということ。過干渉と放任の二極化傾向が出てきている。大人の姿勢や親の責任感が問われている。低所得家庭が増加している。というのが出てきていました。次に学校教育についてですが、これが以外に少なかったですが、仕分けすると幼児教育や特別支援教育、昨今のいじめについての多くの現状とそれに対する策が出ていました。次に地域社会の課題で少子高齢化等の影響で地域社会の教育力が低下している状況が子育て家庭への共助の関係が薄くなってきている。次に行政の課題ですが、行政はこのような動きが必要ではないか。各種機関の設置であるとか委員会等の設置というのが望まれていました。最後に条例全般についても結構ありまして、条例の性格をどうするか。「権利保障型」か「健全育成型」なのか、あるいは「折衷型」なのかという色々なイメージがありましたが、その中で権利という言葉のイメージがそれぞれ人によって異なっていて、その辺りの共有化を必要であるとなっています。最後にはどのような文言で整理するか。このようにあえてまとめさせていただきましたが、他の都市の子ども条例等を見ましてもほしいこれらのことが骨子となっていて、今回提言書を作るために函館の子どもに関わっていらっしゃる委員の方々から意見を出していただき、それを基に今後提言書を作っていくということですので、委員として色々出されたものをまとめていく。それを事務局の方に盛り込んでいただいた提言書を作ってもらいたいという私の気持ちもありました。それとともに議事録を見ますともっと詳しく議論がなされているものもありました。私がこれを作った後で感じたのは、学校教育が薄いというのがありますし、子ども観が全体的な大きな議論にはなり得てないのではないかと。学校教育で子どもはどんな存在で、子どもに対してそれぞれの年齢発達の段階で何を教育として必要であるのかないのか。学校教育についても何をすべきなのか何をすべきではないのかという忌憚のない議論が必要ではないかと思いました。どなたかの委員が学校の先生がもっと意見を言った方が良くとおっしゃっていましたが、やはりまとめてみますとそういうような気がしました。というわけで今日のグループや全体の中で、子ども観について子どもとはどんな存在なのかということと学校教育ということとをひとつの切り込み口にしなが、子どもについて論じ、学校教育では何が必要で何が必要でないのか。今学校教育で発生している色々な問題があると思います。それらにも言及しつつやってみようとは思いますが、これにつきましてご意見をお願いします。

いかがでしょうか。

それではそのテーマで少し掘り下げていただきたいと思います。19時15分を目処にゆっくり話していただくということでよろしいでしょうか。それではよろしくお願いたします。

【事務局】 事務局の方で進め方について補足させていただきます。グループのメンバーは前回と入れ替わっています。今日欠席されている方もいらっしゃいますので以前にお示したグループとは変わっていると思いますが、このグループでグループ討議を行っていただきたいと思います。時間については60分～70分くらいで議論をしていただいて、その後10分くらいでまとめていただいて各グループ10分くらいで発表していただくという流れになります。進め方については今まで通りお手元にある模造紙やホワイトボードを使ってまとめていただきたいと思います。確認ですが今日は子ども観について議論していただくということで、その切り口として学校教育の良い面悪い面を議論していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【全委員】 グループ討議 開始

- ・第1グループ（A・Eグループ）
[藤井委員，小松委員，野村委員，武田委員，小原委員]
- ・第2グループ（B・Cグループ）
[大江委員，阿部委員，加藤委員，三浦委員，千原委員，横山委員]
- ・第3グループ（D・Fグループ）
[森越委員，青田委員，水戸委員，数又委員，小林委員]

グループ討議 10分休憩

【委員長】 時間になりましたので発表していただきたいと思います。今回は第1グループから発表をお願いいたします。

【第1グループ】 ひとつ大きな答えが出まして、家庭の問題を学校が抱えこみ過ぎていることがありました。学校では学習指導・生徒指導・食育など子どもに教えないといけないことが沢山あるので、学校の先生はゆとりが無くなっているのが考えられると思います。ゆとりが無いことによって、子どもの個性に応じた教育が難しい。子どもが一クラス30人くらいいると思いますが、多様化しているその個性にあった教育を対応していくのは一人の先生だけでは難しいと思います。授業をしていく中で、正しい答えだけがポンポン出てくるわけではないと思いますが、失敗経験が一番記憶に残り、学びの中で重要になるので、失敗する時間を作って上げることが必要だと思います。学校には校則や決まりがありますがそれが子ども達にとって、何でこういう決まりがあるかをきちんと話合う時間が必要だという意見がありました。この学校が問題を抱えこみ過ぎていることの対応策としては、家庭と地域が協力し合う。家庭の役割と学校の役割をきちんと相互に理解し合うのが大事だと思います。それから第三者機関を設置することで学校の業務の軽減になるということです。それから課題を抱えた家庭の支援を第三者機関を含めやっ

くことが必要だという意見になりました。子ども観に関しては、愛着を持てる人がたった一人でもいれば、子どもは安心するのではないか。だから否定されない自分を肯定してくれる人がいてくれることが子どもにとっては安心感につながるので、そういった環境づくりをしていく。子どももそうですが親も多様化していて千差万別になっているので難しい部分もありますが、個々にうまく対応していった方がやはり良いと思います。以上です。

【委員長】 このグループでの質問を含めて意見はありますか。

【森越委員】 第三者機関の意味がわかりません。もう少し説明をお願いします。

【第1グループ】 ひとつの例ですが、今、「社会福祉法」で福祉施設は「苦情処理委員会」のような仕組みを作ることとなっています。利用者の施設に対する苦情や意見、要望をきちんと吸い取る、そういう仕組みを作ることが社会福祉施設にはきちんと義務付けられています。みなさん保育所に行った時見ていただきたいのですが、かならず「苦情受付担当者は誰です。苦情解決者は誰です。第三者委員は誰です」ときちんと張り紙が貼っています。保育所に限らず老人福祉施設でも障がい者の施設でも福祉施設を利用する人には必ずオープンにしています。何かあれば、もちろん直接施設の担当職員に要望だったり質問をしたりできるわけですが、第三者に直接言っても良いというルールなんです。そのことで実は職員自身も提供しているサービスの意識化につながってきますし、逆に第三者が初めから入っていると、施設の状況について意見を言う人もその意見が妥当かということ意識することになるだろうと思います。つまり学校についても子どもや親から言われてくる問題や要望、クレームを全部学校が解決することに無理がきている。初めから子どもなり保護者なり学校に関わる人達の意見を受け止める第三者機関的なものを作った方が、問題の解決につながっていくという意識での第三者機関です。色々な問題が起きた場合の仲裁的なもの。今日の新聞に掲載されていた北海道のいじめ条例の記事では何かあったら救済機関を作るとありましたが、常設の救済機関を作った方が良いのではないかと。こういった提起の内容です。

【森越委員】 恒常的であるということか。親や子どもからの苦情も含めてのことなのか。他に、例えば学校側からということはないのか。

【第1グループ】 恒常的であり、親や子どもからの苦情も含めます。また教員からの保護者とのやり取りで困っていることも含めます。実際札幌市の救済委員会では教員からの問題提起も何%かあります。以上です。

【委員長】 他に何かありませんか。質問だけでなく反対意見もお願いします。

【三浦委員】 反対意見ではなく、大いに賛成評価をしております。子ども観のところですが、私が前からずっとお話を聴いていまして自己肯定感につながるもので今説明された否定されない安心感。やはり自分がこれで良いという、どっかで自分自身に自信が持てる。周りからも認めてくれているという存在であることが根底にあれば、子どもは安心して伸びていくのかと思います。安心して生活できるのかと思います。それから色々な人間がいても良いんだ。勉強ができないと駄目だとかではない。下に書いています子どもは千差万別で世の中が成り立つと思います。これは否定されない安心感が広く行き渡れば良いという感想です。

【委員長】 他にありますか。ないようですので第2グループお願いします。

【第2グループ】 最初に子ども観については少しだけお話がありました。今の親、私達大人から見る子ども達の見方と昔からのものは長い歴史があるといったお話があったことと、デビルか天使かというお話が改めてありましたが、そこはあまり深めませんでした。全体としては学校教育について議論が深まりました。小学校・中学校・高校・大学とそれぞれ経験をお持ちの方からお話がありました。小学校のお話では、世間一般的には学力向上で順位を公表するとかいう流れもありますが、意見としては楽しい所であってほしいと思います。子どもが学校に行きたい。あの人に会いたい。好きな人に会いたいでも良いですし、好きな先生に会いたいでも良いです。とにかく楽しい所だから早く行きたいというふうになったら良いと思います。私には小学2年生、4年生、6年生の子どもがいますが、私個人としては学力向上よりも楽しんでほしいと思いました。その中で私がPTAでよく学校に行きますが、先生が凄く疲れた顔をしているだとか参観日や懇談会でも疲れた顔を見ると、とても何かを言える状況ではないだとかいうお話もしました。次に中学校・高校は先生の立場からお話をさせていただきました。中学校は社会性を育てるということが一つの大きな場所であるし、集団で学ぶという点で非常に重要な役割を持っている。学力向上は極めて重要であるが、学力とは国語・算数・理科・社会ではなく生きていく上で必要な学力で将来社会に出た時に必要なものがあるんだ。その中で紹介されていたのが、体力って何だろうとか健康とは何だろう。それだって学力でしょうと言われてそうだと感じました。今少子化と言われていますが、大学や短大の入学者数は変わっていない。その中で低学力化という問題も起こってきている。大学に入ってきている学生がとても疲れている。もう勉強が嫌だ。学生の中で学問に打ち込むというよりも、男女間の恋愛の方が楽しくそちらに走って行ってしまいう学生もいます。それはそれでコミュニケーション能力が高まって良いのではないかというお話もありました。最終的に社会的な自立が目標なのではないか。子どもが社会に出て一人で生きて行けるそういう力をつけてあげるのが学校教育だと思

います。学力についてですが、勉強が好きな子嫌いな子はいませんが、どうして勉強が必要なのかを掴んでもらうことや将来こんなことのためにだとかを子ども自身が学べると良いというお話ができました。子どもの時代と社会に出てからは決定的な違いがある。それは守られ方が違う。社会は厳しく、子どもの時は真綿のような柔らかいもので守られている。社会も真綿でくるんだ方が良いのではないかという意見と子どもから少し真綿を取った方が良いのではないかという意見も出ました。以上で終わります。

【委員長】 ありがとうございます。質問や意見等をお願いします。
無いようですので、第3グループをお願いします。

【第3グループ】 学校とは本来どういったものであるのか。このことを切り口に話合いました。本来学校とは新しいことを知るところであるはずなのですが、なぜ今はそれができていなくて、学校に行きたくない子ども達がいるのかという話し合いになり、その原因は学力をつけなければいけないこと、詰め込み授業であったり学校の授業を一律に進めなければいけないという問題。子どもの人間関係の問題があることから、学校に行きたくないという子ども達が増えてきたのではないか。では学校教育はどこを目指せば良いのか。どうあってほしいのかという思いを話合ったところ、読み書きそろばんなど、社会で暮らせるような基礎を作るといことと社会性を学び他人との付き合いや集団生活を学ぶこと。この2つを学校教育で行ってほしいという意見でまとまりました。しかし、現状では家庭だけでは教えられないことを学校に期待しすぎていて、先生達が大変なので実際深いところまでの教育が及ばない。社会人としての基礎を学ぶとしてもばらつきが出てしまうのではないかという話になりました。私達が思うどういう子どもに育ててほしいかというポイントは、人との付き合い方を学んでもらいたい。社会性を身に付けてほしい。人と議論を行う時に発言ができるコミュニケーション能力をつけてほしい。そのためにはどういう方法で学校教育を変えて行けば良いのか。どういう改善点があるのか。ここが重要で地域との関わりをしっかりと作って、地域ぐるみで学校教育を支えれば学校の授業ではカバーできない部分、先生が教えきれないところを出前授業で地域の人達が教えたりする。例えば、ディベートが足りないのであれば、「法教育」についてディベートの機会を与えたり、なかなか授業でできないことを地域の人達で支えて教育を作る形にすれば、目指したい教育と実際そうならないジレンマを少しでも埋めることができるのではないかという結論になりました。この議論から出てきた子ども観は、子どもは自分で考えて公使する力が与えられたら、子どもなりに一生懸命考える力があるということです。以上です。

【委員長】 ありがとうございます。では意見や質問等をお願いします。

【第3グループ】 補足ですが、学校教育は社会人としての基礎や力を社会に出て行く前につけて行くことですが、今はとにかく覚えることが多く、議論はしないし結局テストで試されていることが基本になっている。しかもっと地域には力がある。音楽の分野でも力を持っている方もいっぱいいますし、さっきお話したのは弁護士会でも「法教育」の分野で、例えばカラオケがあります。カラオケ屋さんの隣におじいちゃんが住んでいます。そこにカラオケに通う高校生がいます。その母親や父親がいます。その4つの対立軸の中での議論を色々な立場から出されると、社会の中では何が問題となつてぶつかり合い考えていかなければならないのかという色々な社会要素を考えていかなければいけない。そういう議論をしていくカリキュラムがあります。いじめや不登校なりの問題に対し、地域の中にある地域にある社会的な力を活用してもっと積極的に取り組むことができないのか。教える、覚えるテストで試すという教育の方法だけではなく違う教育も考えられないのかということも条例でも対象化できるのではないかと思います。覚えることも進むこともみんな一律で、いつまで何を覚えて、覚えられない子はほつといて一定の進行で、いっぱい色々な子どもがいるが進めないといけない。しかもっと勉強したい子どももいる。それにも地域がもっと関わられるのではないか。学びの仕方をテンポだけでも多様化して対応できるのではないか。寺子屋のような授業についていけない子ども達を対象に地域が何らかの形で関与していくような、もっと学びについて多様化できないかということも条例化できる可能性があるのではないか。

【野村委員】 森越委員と水戸委員の意見に共感しています。学校の抱え込みすぎるという問題があると思います。やはり学校だけで全てを抱えないで地域の力を活かそうということは、新たなものを求めているだけではなく、今もあるわけです。例えば弁護士会の力を借りて「法教育」をやるだとか消費者団体に「消費者教育」をやってもらうとか、「性教育」の分野の人にも学校にもどんどん入ってほしい。いじめの問題でも「ピアサポート事業」をどんどんやるというように、社会資源が色々現実にあるわけで、無いものを利用するわけではありません。なぜそれが普段取り入れられていないのか。現場の先生の悩みだと思いますが、学校指導要領では、「これだけはやらなくてはいけない」と決められているわけです。あちらからもこちらからも要望がきても、今の学校のカリキュラムでは今受けてしまったら本来学校でやる授業ができなくなってしまう。かなり削らないと受けられない現状があるという悩みを先生からよく聴きます。やはりそういった仕組み自体のところにネックがあると思いますので、いくら利用して下さいと言っても学校では利用できないという現実にあると思いますが、現状からするとどうなのでしょう。

【小松委員】 学校は学校指導要領において、大きな縛りがあってそこに色々と言われ

ても非常にこれ以上は抱え込めない現状にあつて、更にとつものは非常に難しい問題だと思つます。しかし今日色々なグループから出されてつた地域の協力はぜひ力をお借りしてカリキュラムに入れて行きたいと思つます。ここ数年前から学校の中では、そういった力をぜひお借りしたいという動きにはなつてきております。ただし、まだまだ十分ではありませんし、そういった意味では条例に盛り込んでお互いに意識を高めて行ければと思つます。以上です。

【青田委員】 学校教育の中で、地域社会を知るプログラムをもう少し入れたら良いが学校では現状なかなかそれを受け入れられないという状況はわかりました。だけど学校の先生方は自分達がやりますという先生が結構多い気がします。ですから地域の力を取り入れた教育を教育委員会もきちんとかかわつた中で、キャリア教育のような全体をコーディネートする人が函館市に何人かいて、要請が来た時にこういうプログラムがいっぱいありますよと今抱えている問題に合わせてこんな団体のこういう人がいますよというように全体をコーディネートする人がいて、学校の先生方のその負担部分を減らしてあげる。学校とは相談しなければ駄目ですが、その仕組みというのが凄く必要だと思つます。もう一つは学校教育は2月、3月に決まつたこと以外に、その年度の中で新しいことをやろうとしても駄目だと言われる。だけど、現実社会で1年先のことなんか考へてプログラムを組んでいるわけではありません。現状目の前に置かれてつる問題に対して、臨機応援にやつて行かなければならないのに遅れ遅れになつてしまつう。コーディネートする人達はプログラムを活用して時間だけ下さいという、一週間に1回先生たちはすべてをお任せする時間を作るシステムが必要だと思つます。ぜひ条例の中にもそういう仕組みづくりを入れていただければと思つます。そうすると色々な問題が解決して行くのではないかと思つます。

【阿部委員】 考へ方として私は大賛成ですが、むしろ学校の役割としては、極端に言つうと学校指導要領に書かれてつることだけ学校でやらせてほしいという思つが少しあります。学校というものは文句も言われやすいし、学校は受け入れてくれてあたり前と思われてつて、なぜかと言つうと理由は子どものためだからとかならず言われます。子どもにとって良いことだからと。良いことはみんなわかつてつます。でも、義務教育でやらなければならぬ日本の教育の同じベースを同じ量だけみんなに保障する制度です。でもそこに力を注ぎきれないで、色々なことで多忙化してつる。地域でのつながりが大事なことは、現場の人間はみんなわかつてつます。学校を貸してあげるからそれを持ち込んで、コーディネートしてやつて下さいと言つた時に現実出来るかどうか。それをしなければ、学校の先生の多忙化はもっと倍にネズミ講のように増えて行きます。学校は逃げるわけではないですが、役割分担と実行する実行力をお互いに持たないと押しつけ合うだけでうまく

いかないと思います。以上です。

【千原委員】 義務教育段階における先生方の悩みあるいは望みを阿部委員から聴きました。まったく同感だと思います。その義務教育を終えた高校はどういう状況にあるかと言いますと、高校に入る段階では多分不本意に入学した生徒がパーセントとしては多いかなと思います。多分全道、全国だと思いますが、それぞれの学校はかなり努力しております、例えば農業高校ですと農業高校として商業高校は商業高校として普通科の学校は普通科として、総合学科は総合学科として自分の学校で何をやるのか。何を特色としてどういう生徒を育てたいのか。どういう教育をしたいのか非常に努力しております。例えば農業高校で農業クラブ活動がありますが、これは素晴らしい活動をしています。最終的に彼らはプレゼンをしますが、農業高校でやるプレゼンを一度見ると驚きます。びっくりします。凄い迫力です。それは一年限りではなく、後輩に課題が発展して行きます。あるいは商業高校でもやっております。従って高校で教育を受けた高校生達は、入学時点では不本意ではあったかもしれないが、卒業時点では活動を通して先生とのつながり、友だちとのつながりを経て卒業して良かったなど良い学校に来て良かったと言って卒業する生徒が多いと思います。100%とは言いません。やはり嫌な思いをしている生徒もいると思います。そういう面では、かえって普通科の方が難しい気がします。ただ、普通科でも違うと盛んにいっているのが文科省です。更に道教委です。先ほどから学校教育に期待されていることを一番言っているのは文科省です。一番やらないのは学校です。例えば地域の人と地域の人材を活用して下さいとか総合的な学習はこういう形でやれば良いですとか色々な素晴らしいモデルが示されているし、先進的な事業も情報として入ってきます。それを活用しきれていない学校現場の実情があります。本校ではそれを脱却しなければいけないということで、文科省の指定事業にこれから挑戦しようとしています。全国的に倍率が高いので苦しいですが、何とか勝ち取って普通科教育においても課題研究を通して、他人から自分の勉強を教えられることよりも、自分で勉強していくともっともっと楽しく深めていくことができるとしております。そういう意味で普通科の高校にこそこういった課題に正面から取り組んでいく必要があると思います。以上です。

【森越委員】 先生方大変なのはわかるし、指導要領という大きいものがあるって大変だということもわかります。例えば憲法は中学校になると憲法という科目で何回か時間が取れるはずですが。ある先生はその時の1回に憲法を実践的にやっている。例えば弁護士に来てもらって、憲法は基本的に何なのかを議論をみんなでもらう。覚えることは沢山あります。覚えることよりも何だろうということみんなが考える。色々な工夫をして自分達が取れるカリキュラムの中で、外からどうやって考えるだとか実践的なことなどをど

う作っていくか。それを第三者機関のようなコーディネートする機関で考えて先生方にも工夫してもらい、やる側も工夫してもらい。そういう作業をやって行くと、函館は素晴らしい子ども達ができるような文科省の指導要領よりも素晴らしい函館のカリキュラムを授業の中でできると思います。

【小林委員】 今現場では相当踏ん張ってはいますが、一定の指導時間の中でやって次に進まなければ終わらない。教科書が終わらないで3学期が終わってしまうことは絶対できませんので、例えば2年生はかけ算を2学期で終わらせて3学期から次に進みたいのですが、かけ算がまだわからない子が6人も7人もいて、それをどうするのかと言うと函館市では全ての学校に支援員が入っています。その他にTTの先生も何人か入っています。クラスでついていけない子どもが5人や6人います。この子ども達を今の時点でフォローしなければ、わからないままで次に進めない。とりわけ算数の教科というのが出てきます。私はこの条例の中で、先ほど地域の力を借りるとお話がありましたが、地域の方々が学校に入ってきて休んだ子どもを回復するために、隣の部屋に行ってマンツーマンでやって何とか追いつく。このような形で学校では冬休みも遅れている子どもを呼んでやっています。どの学年でもやっていますがそれでも追いつきません。

この条例の中で地域の人材活用で文化的なものはそれはそれで良いですが、当面追いつけない子どもを地域の方が学校・学級に入ってきてサポートしますということ。それを何とか条例でできないだろうか。その分だけ先生が手を差し伸べなければいけないし、ある学級では自習させてもその何人かの子どもを教えている現実があるわけです。そういうことも条例の中で少しでも表すことができれば学校はあまり差がつかないで基礎的な学力はついてくると思います。以上です。

【阿部委員】 私が先ほどお話しした指導要領が一人歩きすると困ると言うことで発言するのですが、森越委員が言われたように地域の人材を活用することは現実に学校では沢山やっています。その部分は学習指導要領で私が言ったのは机上の学習ばかりでないと言うことで理解していただきたいと思えます。社会科の授業で弁護士さんに来てもらっているところもありますし、新聞を活用した事業もやっているところもありますし、大工さんに来てもらったり三菱自動車の社員に来てもらったこともあります。その学習指導要領の中身にある内容をより子どもに楽しみながら伝えていくか。その取組はどの学校でもやられています。そういう意味での学習指導要領であって別に計算だけの意味ではない。

地域との交流との意味で総合的な学習に当たるような部分をやることについては、かなりの労力が必要でありこれを受け入れるために学校が企画やコーディネートすることは非常に難しい。

【森越委員】 総合的な時間とは何か。

【阿部委員】 総合的な学習という意味だけではなく、もう少し学校自体が教科にこだわらないでやらせたいことがあるとみなさん考えます。学校に持ち込むことは時間がかかるし、それを上手にやらないと地域の人から苦情がくる。地域を活用するという一言ではうまく機能しないのではないかと感じています。

【委員長】 他に何かありますか。私が一回プレゼンさせていただいた科学技術の急激な進歩と、それによって引き起こされた社会構造の変化や国際化によって価値観が多様化し、色々な意味で歪みが生じている。それに日本は少子高齢化や核家族化が拍車をかけたために家庭の教育力や家庭が持っている力や地域社会の力が弱くなり、それを維持するために学校側にどんどん負荷がかかってきたと思います。一方で日本は後進国である子どもを労働力に使うだとかいう状況では無いにせよ、子どもがのびのびと個性を花開かせるようにするためには、色々な課題を持っていると思います。そういう意味では子ども条例を作っていく必要性があると思います。学校教育の今の課題とそれに対する具体的な打開策が必要だと思います。千原委員が言っていました地域人材バンクを使って外部の人材を活用したり、内部にコーディネート部署を使ったりしていますが、何分にも抱え込みすぎていると思います。この次までにキーワードを少し足すような形で学校教育の持っている課題と打開策についてかなり具体的に出ていましたのでそれらをまとめてみたいと思います。子ども観も子どもの自由を強いのと教育の必要性というの両者の中に大きな隔たりがないような気がしていますので、本来的な子どものあり方などをまとめていきたいと思っています。よろしいでしょうか。今日の話で学校教育や子ども観のところの厚みが出てきたと思います。

次回このテーマをやってほしいといった意見はありますか。

【委員長】 その他事項で事務局何かありますか。

【岡崎部長】 条例制定までのスケジュールの変更がありますのでお知らせしたいと思います。検討委員会からの提言につきましては、スケジュールの変更はありません。今年秋頃と考えておりました予定通りと考えております。ただその先の条例の成案化については、市民や議会での議論が多くあると思いますので、平成26年の秋頃提言をいただきまして、それ以降平成27年度いっぱいをかけて議会議論をしながら成案化をして、平成28年4月を目標として条例の制定にこぎ着けるようにもって行きたいと考えております。当初平成27年とっておりましたが、平成28年となり1年遅

れますけれども、それなりの協議、議論が検討委員会を経た後でも色々な議論があると思いますので、丁寧にやっ行って行かなければならないと思っております。少し時間を延ばしたという経過がございますので、よろしくお願いいたします。

もう一点最後に重要なことになってきていますが、大江副委員長ですがこの間私どもの議論に大きなヒントを与えて下さったのですが、今年の4月に北海道教育大学函館校から岡山大学の方に転勤されるということでございます。これにつきましては、藤井委員長とも相談をいたしました。副委員長については委員長が副委員長を指名する流れになっておりますが、ちょうど議論も差し掛けになって来たものですから、大江副委員長が転勤されたとしても今の時代ですからメールでもやり取りができますし、また旅費を何とか工面して、函館の検討委員会にも呼ぶこともできますので、そういうことも努力をしながら何とかこれから先の間を副委員長として本当に恐縮ですが、役割を担っていただけたらありがたいと思ったところでございます。委員長よろしいでしょうか。

【委員長】 今の件は私が強く望んだところでして、強力なブレインとして大江副委員長に助けられながら、ここまでやって来ましたので、今大江副委員長に抜かれると苦しいので絶対逃してはならないと思っております。旅費等の関係については事務局をお願いしたいと思います。毎回毎回は遠いのでメール等でやっ行って行けると思っておりますのでお願いしたいと思います。大江委員よろしいでしょうか。

【副委員長】 急なお知らせで恐縮ですが転勤になりまして、岡山大学教育学部にお世話になることになりました。函館には14年間おりました。今日の議論を聴いてみなさん本当に深いところでお感じになったりお考えになったりするところが徐々に出てきていて、函館市を去るのがもったいない気がします。来月の会議には出られないかもしれませんが、折を見て夏にでも来たいと思っております。また、みなさんの議論を議事録等で見せていただいて、委員長にも何らかの感想を申し伝えられたらと思います。自分の専門でも子どもの問題がありますので、これまでのみなさんの議論を聴いて自分の勉強にもなりました。今日は小林委員の発言が響いていました。今教育の課題があつて一つは本当に身に詰まされそうな非常に厳しい状況から、勉強したくてもできない状況がある。最低限の生きていく上での学力すら保障されていない中で、学ぶということは楽しくて意義があると思えます。非常に勉強になりました。ありがとうございました。

【委員長】 次回日程について事務局お願いいたします。

【事務局】 次回第14回の委員会につきましては、みなさんからの日程調整をいた

しまして2月25日(火)18時からこの会場で開催したいと思います。
正式には改めて文書でご案内させていただきますのでよろしくお願いいたします。

5 閉会

【委員長】 以上を持ちまして本日の会議を終了いたします。